

学校の安全確保に関する マニュアル

枕崎市立桜山中学校

1 不審者侵入時の対応

(1) 来訪者への対応

- ア 来訪者向けに、正門及び玄関に「関係者以外立入禁止」と、「職員室及び事務室で受付を行うこと」についての案内を掲示し、啓発する。
- イ 保護者及び体育館夜間解放利用者が来校する場合は、体育館前に駐車する。
- ウ 職員が校内で、来訪者に会ったら、「こんにちは、～（誰に）（用件）」と丁重に声をかけ、用件を尋ね、担当者に案内する。
- エ 生徒は、来訪者には礼儀として挨拶をし、何か依頼された場合には、近くの職員に連絡することとして、その場を立ち去るように指導する。

(2) 緊急時の対応

- ア 不審者を発見したら、近くの生徒及び職員に、他の教師・教頭・校長に通報を依頼し、応援が来るまで相手を冷静にさせるように話しかけ、極力生徒から遠ざける為にも職員室または、校長室へ誘導する。その際、2 m程度の距離をおき対応する。また、追い返すような言動は避け、決して背中を向けないようにする。（場合によっては、近くのを投げつけたり、非常ベルを鳴らしたりしてもよい）
- イ 現場に駆けつけた教師等（消火器・さすまた等の防護用具を持参する）は、事態の把握と対応に協力する。校長・教頭・学年主任等は教師及び生徒への指示を出す。（放送使用又は口頭指示）また、関係機関への連絡及び協力を要請する。
- ウ 緊急時は、生徒の生命の確保を最優先するとともに、避難誘導については、避難訓練の役割分担とマニュアルを原則とする。（授業中であれば、授業担当者以外が不審者対応及び避難経路の確保指示にあたる。）

(3) 日常の安全確保の徹底

- ア 校内出入り口等に、「無断立ち入り禁止」と「来訪者への案内板等」の設置
- イ 正門の適切な門扉管理に努める。
- ウ 朝（帰り）の学活での出欠確認、授業開始前の確認を徹底するとともに、無届け欠席者については、保護者への確認を確実に行う。
- エ 生徒指導部を中心に、定期的に校内巡視を実施する。
- オ 活動に供しない部屋（部室・倉庫）の施錠を確実にし、鍵の保管を徹底する。

(4) その他

- ア 連絡体制は、救急時及び事故発生時の連絡体制に基づくことを原則とする。
- イ 保護者、警察、関係機関等との生徒の安全確保に関する情報について、より一層連携を密にする。
- ウ 全教育活動で、生命尊重・暴力の否定等についての指導を徹底する。
- エ 生徒に対しては、校内放送を良く聴き、機敏に的確に行動できるよう指導する。
- オ 報道関係者への対応は教頭を通して行う（窓口の一本化）、事実関係の全体像が判明するまで、報道関係者へのコメントは差し控える。

不審者が校内に侵入した場合の対応

枕崎市立桜山中学校

1 不審者のキャッチ

教職員が発見

- ・不審者周辺の生徒の避難
- ・職員室へ報告

生徒からの情報

- ・複数の職員で現場へ行く
- ・状況を職員室へ報告

2 不審者の認識

声かけ等により不審者として認識

(訪問用件や氏名、危険物の所持等を確認)

3 不審者への対応

【校内放送による緊急事態発生への周知】

校内放送で、全教職員に対し不審者の侵入を伝える
校長の判断で、警察に通報する

《部室の鍵をお持ちの先生は至急〇〇(現場)までお願いします》

※対応中は、原則として生徒は教室に留め動かさない

【授業中の場合】

- 授業中の教職員は、生徒を教室に留め、次の放送を待つ
- 授業の空いてる教職員は、連絡係を残し現場に向かう

【休み時間の場合】

- 担任は生徒を教室に入れ、点呼確認をする
- 連絡係を残し防護用具を携帯し、現場に向かう

4 不審者の反応

【不審者が校外へ退去】

- 校内放送で、不審者が校外に退去又は警察により身柄が確保されたこと伝える
- 全教職員に状況を説明
- 教育委員会に連絡
- 不審者が校外に逃走した場合は、緊急連絡網等で保護者等に連絡し、下校時の安全を確保する

【不審者による緊急事態発生】

- 校内放送で緊急事態が発生したことを伝えるとともに、避難場所の指示を行う

体育館に避難の場合

《体育館の鍵をお持ちの先生は至急〇〇(現場)までお願いします》

グラウンドに避難の場合

《グラウンド入口の鍵をお持ちの先生は至急〇〇(現場)までお願いします》

【けが人への対応】

- 救急車を要請、応急手当
- 保護者への連絡
- 教育委員会へ報告

【その他の対応】

- 教育委員会に報告
- 生徒を下校させるかどうかの判断
- 保護者・地域の関係者等に連絡

5 事件後の対応

怪我をした生徒については、家庭訪問を行い生徒及び保護者の心のケアに努める。

その他の生徒についても、心のケア、安全教育等事後指導を行う。

2 交通事故発生時の対応

(1) 事故発生時の対応

- ア 事故発生を目撃したら、怪我の有無・程度、救急車への手配等を確認し、学校（TEL 7 2－0 3 0 4）に連絡する。
- イ ひき逃げの場合には、車種やナンバー等の車の特色を覚えておく。
- ウ 連絡を受けた校長又は教頭は、保護者への連絡と現地への職員派遣を指示する。
- エ 事故後、本人及び保護者の心のケアに努める。
- オ 事故後、養護教諭への連絡と日本体育・学校保健センターとの連携確認をする。

(2) 交通事故防止のための安全指導

- ア 交通安全教室を実施し、安全指導の徹底を図る。
- イ 歩行者は、歩道の無い道路での右側通行指導を徹底する。
- ウ 自転車通学生は、通学指導を徹底するとともに、自転車の安全点検を実施する。

(3) その他

- ア 連絡体制は、救急時及び事故発生時の連絡体制に基づくことを原則とする。
- イ 部活動等での下校時間の厳守を徹底指導する。
- ウ 保護者による車の送迎は、自粛するなど呼びかける。
- エ 事故後の生徒に対して、学校生活が円滑にできるように施設設備等の配慮を行う。

3 登下校時の対応

(1) 事件発生時の対応

- ア 身に危険を感じたら、大きな声で助けを求めたり、「子供 110 番の家」や近所の人に駆け込み、助けを求める。
- イ 相手の特徴等を覚えておき、学校や警察に通報する。

(2) 登下校時の安全指導

- ア 登下校時は、複数で行動し、定められた通学路を通る。
- イ 冬場、薄暗くなった場合は、できるだけ明るいところを通る。
- ウ 下校が通常より遅くなる場合や人通りの少ないところを通らなければならない場合は、保護者と連絡をとる。
- エ 「いかのおすし」の徹底を図る。

(3) その他

- ア 連絡体制は、救急時及び事故発生時の連絡体制に基づくことを原則とする。
- イ 部活動等での下校時間の厳守を徹底する。
- ウ 保護者、警察、関係機関等との生徒の安全確保に関する情報について、より一層連携を密にする。
- エ 校内生徒指導部会、PTA 補導部、校外生徒指導連絡会等で、安全確保について協議し、対応を考える。

4 台風及び風水害発生時の対応

(1) 事故発生時の対応

ア ステージ1

学級活動において、下校通学危険箇所等の指導及び気象状況を説明し、集団で下校させる。

イ ステージ2

保護者に迎えに来てもらう。

ウ ステージ3

学校に待機し、様子を見る。

(2) その他

ア 気象条件などの情報を基にして、非難させるかどうかの判断をする。

イ 危険箇所では、道路決壊や崖崩れが予想されるので、現地学習を行う。

【前日までの対応】					
学 校 に お け る 対 応 策	流 れ		生徒・保護者への対応		
1 情報収集・分析を行う。	TV, 新聞	近隣の学校	※ 保護者・地域住民からの情報収集		
○ TV, 新聞, インターネットでの情報	インターネット	(市校長会)	※ 危険箇所状況の情報提供		
○ 近隣校の状況把握					
○ 気象庁, 鹿児島地方気象台へ	情 報 収 集				
○ PTAや地域住民からの情報					
○ 市校長会と連携する。					
[観点]	校長が原案提出する。 (企画委員会)				
① 台風の予想進路や規模等					
② 台風が最接近する時刻					
③ 市内が強風域, 暴風域に入る時刻					
④ 強風域, 暴風域から抜け出す時刻	給食の実施	生徒の登校			
⑤ 雨量の状況	・実施する	・途中登校			
⑥ 校区内の通学路の状況	・中止する	・途中下校			
⑦ 交通機関の運行状況	[弁当給食]	・自宅待機			
※ ①～⑤については, 判断の重要な情報となるので定期的に収集する。		・平常授業			
※ ④については, 強風域を抜けた後の吹き返しも考慮し対応する。					
※ 情報は定期的に収集するとともに, 職員へ周知する。	臨時職員会議		※PTA会長への連絡		
2 給食の実施について判断する。					
給食センターと連絡を取り判断する。	校 長 が 決 定		※文書にて連絡徹底		
※ 給食停止			○ 台風の状況, 今後の予想進路		
3 1, 2を管理職で原案決定する。			○ 途中登下校の理由		
4 検討内容を企画委員会で確認する。	生徒・保護者連絡		○ 翌日の連絡方法		
5 臨時職員会議で, 全職員の共通理解を図るとともに, 生徒への指導及び家庭への連絡をする。	学 活・文書配布 ・連絡網		・連絡時間		
○情報交換, 連絡体制の確認			・対応内容		
○自宅待機の際の家庭での過ごし方			○ 給食の有無		
○欠席生徒の確認と連絡	生徒下校				
※途中下校の際は, 生徒の下校状況で安全面について配慮する。					
6 文書で保護者に連絡する。					

【当日の対応】

学 校 に お け る 対 応 策	流 れ	生徒・保護者への対応
1 情報収集・分析を行う。 ※ 上記の観点で、各種情報入手 2 情報分析の結果を踏まえ判断する。 ① 通常通り登校 ② 自宅待機〔〇時まで自宅待機〕 3 職員連絡網で全職員へ連絡する。 (6:00～6:30) 4 担任は、連絡網をまわす。 ※連絡が行き渡ったことを確認する。 5 校内対応をする。 ・台風情報の交換や今後の対応を検討する。〔自宅待機〕 ・学校周辺、通学路、校内の安全を再確認する。 ・校区内巡視をする際は、飛来物による事故等に充分配慮する。 6 自宅待機の場合は、連絡をする。 ① 臨時休業 ② 〇校時より授業開始 7 市教委へ報告する。 ・台風災害における休業等の状況 ・学校施設関係の被害・教科書関係 ・生徒に関する被害状況	TV, 新聞 インターネット 近隣の学校 (市校長会) 情報収集 ↓ 校長が決定する。 (教頭と緊密に連携) ↓ 全職員へ連絡 ↓ 各家庭へ連絡 ↓ 市教委へ報告	※生徒は自宅で待機 〔連絡あるまで登校しない〕 ※学級連絡網で連絡 (6:30～7:00) ・事前に連絡順を確認しておく。 ・確実に連絡を回す。連絡がつかない場合はとばして次の人へ回す。〔連絡が取れなかった生徒の報告を担任にする。〕 ※自宅待機の場合は、次回連絡があるまで必ず待機しておく。 ※平常登校の場合は、弁当持参で通常通り登校する。 ※2回目の連絡を受け行動する。 ・臨時休業・・・自宅で過ごし、絶対に屋外へ出ない ・途中登校・・・通学路の安全を確かめながら事故等に充分配慮して登校する。

5 地震・火災発生時の対応

(1) 事故発生時の対応

- ア 避難訓練通り対応することが原則である。
- イ 教頭は情報を的確に把握し、放送で避難を指示する。
- ウ 避難場所に集合したら、担任は人数を確認し、校長へ報告する。

(2) その他

- ア 地震の場合には出入り口を開け、火災の場合には出入り口は閉める。
- イ 迅速に避難場所に集合するようにする。

6 給食・衛生管理上の問題発生時の対応

(1) 事故発生時の対応マニュアル

- ア 食中毒及び異物混入が発生した場合、給食を直ちに中止する。
- イ 担任は生徒の症状を正確に把握し、校長に報告する。
- ウ 異常を訴える生徒は保健室に運ぶとともに、養護教諭が応急措置を行う。
- エ 教頭は救急車を手配し、病院に搬送するとともに、その保護者に連絡する。
- オ 校長は、市教育委員会及び保健所に報告するとともに措置の指示を受け実施する。
- カ 事故後、養護教諭は日本体育・学校保健センターへの手続きなどを行う。

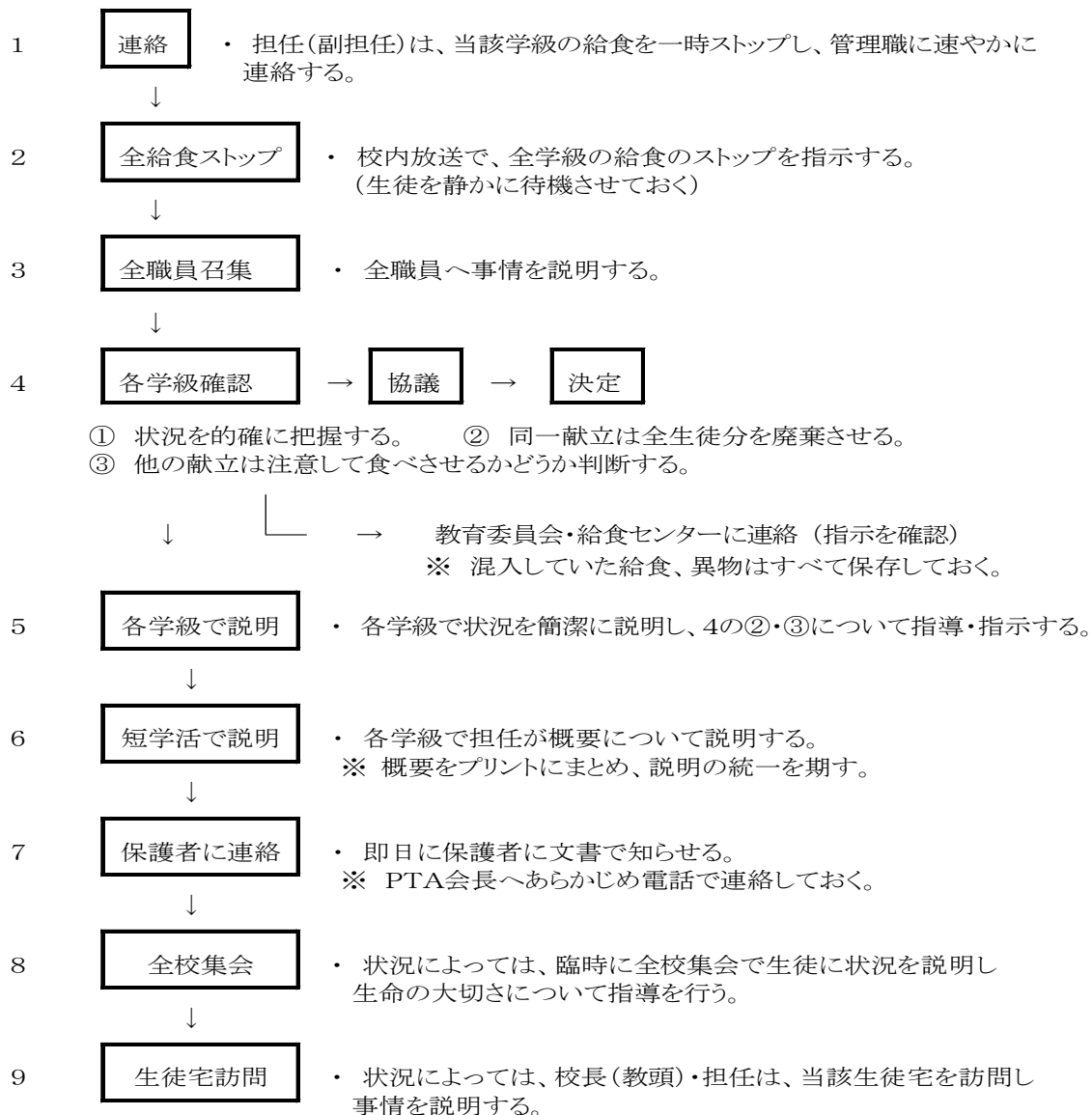
(2) 事故防止のための安全指導

- ア 給食配膳室のドアの開放は、給食開始前とし、給食係等の管理下で行う。
- イ 担任は、教室内での生徒の様子を観察し、健康状態を的確に把握する。

(3) その他

- ア 給食検食は、給食開始 30 分前に、原則として校長・教頭が行い、異物・悪臭等の有無を確認する。
- イ 食中毒及び異物混入が発生した場合、徹底した原因究明と再発防止対策を講じる。

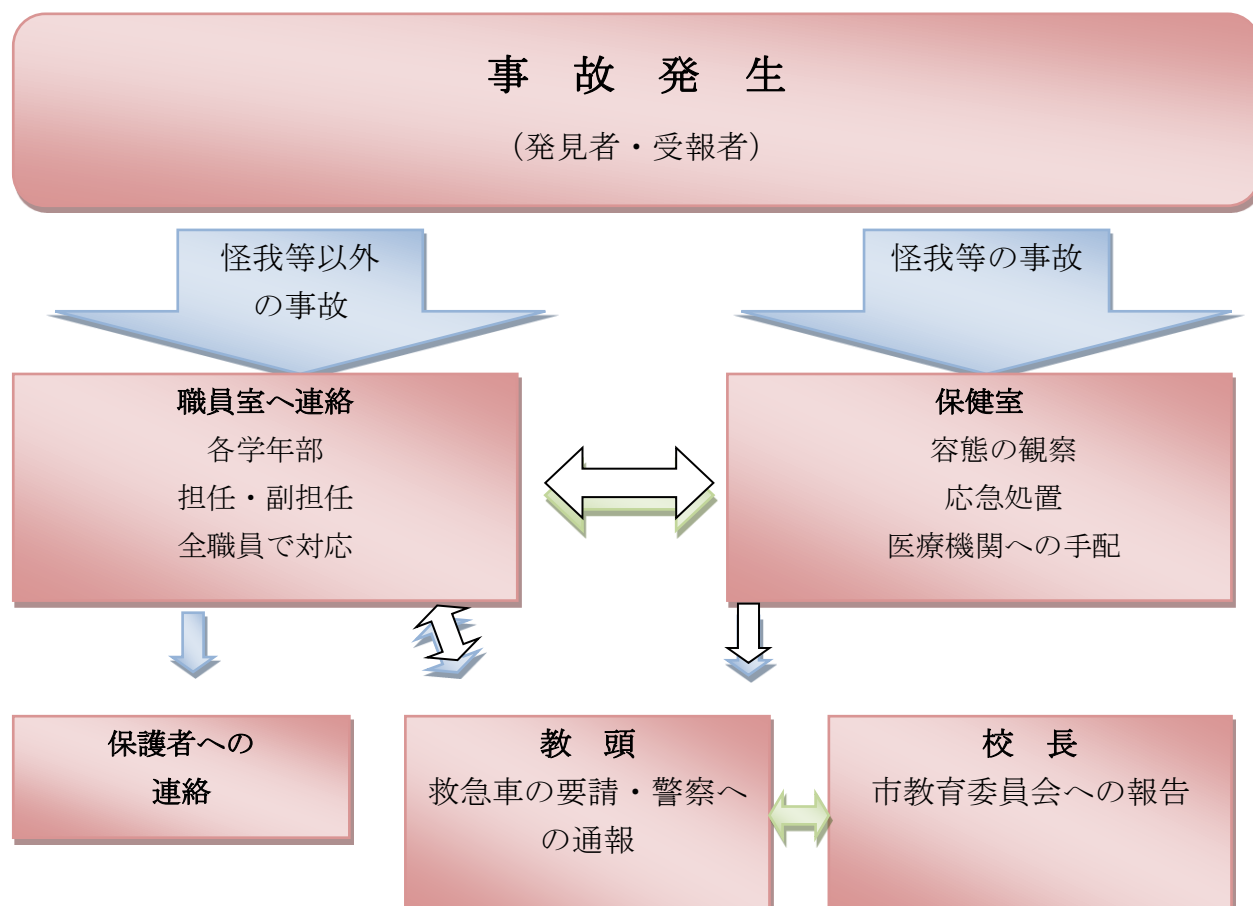
※ もし異物(異臭)が入っていたら



7 緊急時及び事故発生時の連絡体制

救急車 119 警察 110

救急車の要請については、事態を慎重に判断するため、校長・教頭・養護教諭の話し合いで決定する。警察への通報及び来校補導要請については校長が決定する。



(緊急連絡)

学校医

内科 (枕崎市立病院) 72-0303

歯科 (松原歯科) 86-3010

眼科 (園田病院) 72-0165

耳鼻科 (松山医院) 72-5050

薬剤師 (まくらざき薬局)
73-2764

関係機関

市教育委員会 72-0170

枕崎警察署 72-0110

枕崎消防署 72-0049

給食センター 72-3145

(校内における救急体制)

- (1) 教職員の役割分担
 - ・情報の把握と職員への指示 (管理職)
※窓口の一本化
 - ・関係諸機関への連絡 (管理職等)
 - ・負傷者の手当と看護 (養護教諭, 事故発見者等)
 - ・教職員の共通理解, 生徒の掌握・指導 (学級担任, 生徒指導主任)

- (2) 事故発生時の措置
 - ・医療機関等への連絡
※生命第一, 慎重, 遅滞なく
 - ・家庭 (保護者) への連絡
※担任を中心に遅滞なく
 - ・事故報告
※設置者・管理職
※日本スポーツ振興センター・養護教諭

- (3) 救急車要請の観点
 - ・意識障害 (頭部打撲, 意識不明)
 - ・けいれん ・激痛 ・大出血
 - ・骨の変形 ・開放創 ・その他の状況
- ◎障害の程度, 状況, 現在地等明確に

重大な事故発生の場合

- (1) 外部との対応
 - ・記録, 連絡, 報告等
 - ・保護者説明会
 - ・報道機関等との対応
 - ・教育委員会との対応
※窓口の一本化
 - (2) 情報の収集・整理
 - ・子どもの様子
 - ・事故の概要と課題
 - ・保護者の意見
 - (3) 救護活動
 - ・負傷者等の全容把握
 - ・健康状態の把握
 - ・心のケア
 - (4) 教育再開
 - ・実態に即した指導計画の検討・見直し
 - ・施設・設備の再確認
 - ・指導体制の整備
 - (5) 救護活動
 - ・健康状態の把握
 - ・心のケア
- (市教委との連携)